

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(勤続期間の計算)	(勤続期間の計算)
第8条 一略一	第8条 一略一
2～4 一略一	2～4 一略一
<p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p>	<p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。以下同じ。）（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p>
(1) 一略一	(1) 一略一
<p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）</p>	<p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）</p>

社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) 一略一

6～9 一略一

地方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) 一略一

6～9 一略一

附 則

35 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第38号附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第4条から第6条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第35項」とする。

附 則

35 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第38号附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第4条から第6条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第7条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第35項」とする。

第2条（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第8条の2第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。以下次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第4条から第6条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第4条から第6条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の87</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>5 適用日に在職する職員（適用日にこの条例による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第8条の2第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。以下次項及び附則第7項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第4条から第6条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第4条から第6条の3までの規定により計算した額にそれぞれ<u>100分の83.7</u>を乗じて得た額とする。</p>

第3条（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（経過措置） 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「旧</p>	<p>（経過措置） 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「旧</p>

条例」という。)第4条から第6条の2まで、第7条及び附則第35項から第37項まで、附則第9項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和37年12月県条例第63号。以下この項及び附則第4項において「条例第63号」という。)附則第3項、附則第10項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年7月県条例第38号。以下この項及び附則第4項において「条例第38号」という。)附則第5項から第8項まで並びに附則第13項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年10月県条例第48号。以下この項及び附則第4項において「条例第48号」という。)附則第4項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第35項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、山形県職員等に対する退職手当支給条例第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第35項から第37項まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第63号附則第3項、条例第38号附則第5項から第8項まで並びに条例第48号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

条例」という。)第4条から第6条の2まで、第7条及び附則第35項から第37項まで、附則第9項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和37年12月県条例第63号。以下この項及び附則第4項において「条例第63号」という。)附則第3項、附則第10項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和48年7月県条例第38号。以下この項及び附則第4項において「条例第38号」という。)附則第5項から第8項まで並びに附則第13項の規定による改正前の山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成15年10月県条例第48号。以下この項及び附則第4項において「条例第48号」という。)附則第4項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第35項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、山形県職員等に対する退職手当支給条例第3条から第6条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに附則第35項から第37項まで、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第63号附則第3項、条例第38号附則第5項から第8項まで並びに条例第48号附則第4項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案																												
<p>(普通退職の場合の退職手当)</p>	<p>(普通退職の場合の退職手当)</p>																												
<p>第3条 知事等に対する退職手当の額は、退職又は死亡した日の属する月の給料月額に勤続月数を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる区分による割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第3条 知事等に対する退職手当の額は、退職又は死亡した日の属する月の給料月額に勤続月数を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる区分による割合を乗じて得た額とする。</p>																												
<table border="1"> <tr><td>知事</td><td>100分の55</td></tr> <tr><td>副知事</td><td>100分の38</td></tr> <tr><td>教育長</td><td>100分の26</td></tr> <tr><td>企業管理者</td><td>100分の26</td></tr> <tr><td>病院事業管理者</td><td>100分の26</td></tr> <tr><td>常勤の監査委員</td><td>100分の17</td></tr> <tr><td>常勤の人事委員会の委員</td><td>100分の17</td></tr> </table>	知事	100分の55	副知事	100分の38	教育長	100分の26	企業管理者	100分の26	病院事業管理者	100分の26	常勤の監査委員	100分の17	常勤の人事委員会の委員	100分の17	<table border="1"> <tr><td>知事</td><td>100分の53</td></tr> <tr><td>副知事</td><td>100分の36.5</td></tr> <tr><td>教育長</td><td>100分の25</td></tr> <tr><td>企業管理者</td><td>100分の25</td></tr> <tr><td>病院事業管理者</td><td>100分の25</td></tr> <tr><td>常勤の監査委員</td><td>100分の16.5</td></tr> <tr><td>常勤の人事委員会の委員</td><td>100分の16.5</td></tr> </table>	知事	100分の53	副知事	100分の36.5	教育長	100分の25	企業管理者	100分の25	病院事業管理者	100分の25	常勤の監査委員	100分の16.5	常勤の人事委員会の委員	100分の16.5
知事	100分の55																												
副知事	100分の38																												
教育長	100分の26																												
企業管理者	100分の26																												
病院事業管理者	100分の26																												
常勤の監査委員	100分の17																												
常勤の人事委員会の委員	100分の17																												
知事	100分の53																												
副知事	100分の36.5																												
教育長	100分の25																												
企業管理者	100分の25																												
病院事業管理者	100分の25																												
常勤の監査委員	100分の16.5																												
常勤の人事委員会の委員	100分の16.5																												
<p>2 一略一</p>	<p>2 一略一</p>																												
<p>(退職手当の特例)</p>	<p>(退職手当の特例)</p>																												
<p>第5条 次の各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）が退職し、引き続いて副知事、教育長、企業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員又は常勤の人事委員会の委員（以下「副知事等」という。）となつた場合には、当該各号に掲げる期間は、その者の副知事等としての在職期間に通算する。</p>	<p>第5条 次の各号に掲げる者（以下「国家公務員等」という。）が退職し、引き続いて副知事、教育長、企業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員又は常勤の人事委員会の委員（以下「副知事等」という。）となつた場合には、当該各号に掲げる期間は、その者の副知事等としての在職期間に通算する。</p>																												
<p>(1)及び(2) 一略一</p>	<p>(1)及び(2) 一略一</p>																												
<p>(3) 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第8条第3項</u>に規定する一般地方独立行政法人をいう。）、地方公社（一般職の条例第7条の4第1項に規定する地方公社をいう。）又は公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人等に使用される者となつた場合に、地方公務員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）（一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引</p>	<p>(3) 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第8条第1項第5号</u>に規定する一般地方独立行政法人をいう。）、地方公社（一般職の条例第7条の4第1項に規定する地方公社をいう。）又は公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人等に使用される者となつた場合に、地方公務員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）（一般地方独立行政法人等の要請に</p>																												

き続いて副知事等となるため当該一般地方独立行政法人等から退職手当の支給を受けないで退職する場合に限る。) その者の当該一般地方独立行政法人等における退職手当に関する規程に規定する一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間

(4) 一略一

2～6 一略一

応じ、引き続き副知事等となるため当該一般地方独立行政法人等から退職手当の支給を受けないで退職する場合に限る。) その者の当該一般地方独立行政法人等における退職手当に関する規程に規定する一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間

(4) 一略一

2～6 一略一

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																																																																																
<p>（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償）</p> <p>第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設けられた審査会、審議会等の委員その他これに準ずる者（以下「附属機関の委員等」という。）の報酬は、勤務1日につき<u>16,200円</u>を超えない範囲内において、その所属する執行機関が定める。</p> <p>2及び3 ー略ー</p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: right;"><u>867,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td style="text-align: right;"><u>774,000円</u></td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td style="text-align: right;"><u>746,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td style="text-align: right;"><u>1,212,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td style="text-align: right;"><u>933,000円</u></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;"><u>783,000円</u>以内で知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>企業管理者</td> <td style="text-align: right;"><u>783,000円</u>以内で知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>病院事業管理者</td> <td style="text-align: right;"><u>783,000円</u>以内で知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;"><u>606,000円</u>以内で知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>常勤の人事委員会の委員</td> <td style="text-align: right;"><u>606,000円</u>以内で知事が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td>日額 <u>25,900円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選挙管理委員会の委員</td> <td>委員長 同 <u>28,800円</u></td> </tr> <tr> <td>委員 同 <u>25,900円</u></td> </tr> <tr> <td>補充員 同 <u>10,800円</u></td> </tr> <tr> <td>非常勤の監査委員</td> <td>同 <u>25,900円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常勤の人事委員会の委員</td> <td>委員長 月額 <u>192,000円</u></td> </tr> <tr> <td>委員 日額 <u>25,900円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公安委員会の委員</td> <td>委員長 月額 <u>192,000円</u></td> </tr> <tr> <td>委員 日額 <u>25,900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	議員報酬月額	議長	<u>867,000円</u>	副議長	<u>774,000円</u>	議員	<u>746,000円</u>	職名	給料月額	知事	<u>1,212,000円</u>	副知事	<u>933,000円</u>	教育長	<u>783,000円</u> 以内で知事が定める額	企業管理者	<u>783,000円</u> 以内で知事が定める額	病院事業管理者	<u>783,000円</u> 以内で知事が定める額	常勤の監査委員	<u>606,000円</u> 以内で知事が定める額	常勤の人事委員会の委員	<u>606,000円</u> 以内で知事が定める額	職名	報酬額	教育委員会の委員	日額 <u>25,900円</u>	選挙管理委員会の委員	委員長 同 <u>28,800円</u>	委員 同 <u>25,900円</u>	補充員 同 <u>10,800円</u>	非常勤の監査委員	同 <u>25,900円</u>	非常勤の人事委員会の委員	委員長 月額 <u>192,000円</u>	委員 日額 <u>25,900円</u>	公安委員会の委員	委員長 月額 <u>192,000円</u>	委員 日額 <u>25,900円</u>	<p>（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償）</p> <p>第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設けられた審査会、審議会等の委員その他これに準ずる者（以下「附属機関の委員等」という。）の報酬は、勤務1日につき<u>16,500円</u>を超えない範囲内において、その所属する執行機関が定める。</p> <p>2及び3 ー略ー</p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td style="text-align: right;"><u>904,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td style="text-align: right;"><u>807,000円</u></td> </tr> <tr> <td>議員</td> <td style="text-align: right;"><u>778,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td style="text-align: right;"><u>1,240,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td style="text-align: right;"><u>954,000円</u></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;"><u>801,000円</u>以内で知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>企業管理者</td> <td style="text-align: right;"><u>801,000円</u>以内で知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>病院事業管理者</td> <td style="text-align: right;"><u>801,000円</u>以内で知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td style="text-align: right;"><u>619,000円</u>以内で知事が定める額</td> </tr> <tr> <td>常勤の人事委員会の委員</td> <td style="text-align: right;"><u>619,000円</u>以内で知事が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会の委員</td> <td>日額 <u>26,400円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選挙管理委員会の委員</td> <td>委員長 同 <u>29,400円</u></td> </tr> <tr> <td>委員 同 <u>26,400円</u></td> </tr> <tr> <td>補充員 同 <u>11,000円</u></td> </tr> <tr> <td>非常勤の監査委員</td> <td>同 <u>26,400円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常勤の人事委員会の委員</td> <td>委員長 月額 <u>196,000円</u></td> </tr> <tr> <td>委員 日額 <u>26,400円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公安委員会の委員</td> <td>委員長 月額 <u>196,000円</u></td> </tr> <tr> <td>委員 日額 <u>26,400円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	議員報酬月額	議長	<u>904,000円</u>	副議長	<u>807,000円</u>	議員	<u>778,000円</u>	職名	給料月額	知事	<u>1,240,000円</u>	副知事	<u>954,000円</u>	教育長	<u>801,000円</u> 以内で知事が定める額	企業管理者	<u>801,000円</u> 以内で知事が定める額	病院事業管理者	<u>801,000円</u> 以内で知事が定める額	常勤の監査委員	<u>619,000円</u> 以内で知事が定める額	常勤の人事委員会の委員	<u>619,000円</u> 以内で知事が定める額	職名	報酬額	教育委員会の委員	日額 <u>26,400円</u>	選挙管理委員会の委員	委員長 同 <u>29,400円</u>	委員 同 <u>26,400円</u>	補充員 同 <u>11,000円</u>	非常勤の監査委員	同 <u>26,400円</u>	非常勤の人事委員会の委員	委員長 月額 <u>196,000円</u>	委員 日額 <u>26,400円</u>	公安委員会の委員	委員長 月額 <u>196,000円</u>	委員 日額 <u>26,400円</u>
職名	議員報酬月額																																																																																
議長	<u>867,000円</u>																																																																																
副議長	<u>774,000円</u>																																																																																
議員	<u>746,000円</u>																																																																																
職名	給料月額																																																																																
知事	<u>1,212,000円</u>																																																																																
副知事	<u>933,000円</u>																																																																																
教育長	<u>783,000円</u> 以内で知事が定める額																																																																																
企業管理者	<u>783,000円</u> 以内で知事が定める額																																																																																
病院事業管理者	<u>783,000円</u> 以内で知事が定める額																																																																																
常勤の監査委員	<u>606,000円</u> 以内で知事が定める額																																																																																
常勤の人事委員会の委員	<u>606,000円</u> 以内で知事が定める額																																																																																
職名	報酬額																																																																																
教育委員会の委員	日額 <u>25,900円</u>																																																																																
選挙管理委員会の委員	委員長 同 <u>28,800円</u>																																																																																
	委員 同 <u>25,900円</u>																																																																																
	補充員 同 <u>10,800円</u>																																																																																
非常勤の監査委員	同 <u>25,900円</u>																																																																																
非常勤の人事委員会の委員	委員長 月額 <u>192,000円</u>																																																																																
	委員 日額 <u>25,900円</u>																																																																																
公安委員会の委員	委員長 月額 <u>192,000円</u>																																																																																
	委員 日額 <u>25,900円</u>																																																																																
職名	議員報酬月額																																																																																
議長	<u>904,000円</u>																																																																																
副議長	<u>807,000円</u>																																																																																
議員	<u>778,000円</u>																																																																																
職名	給料月額																																																																																
知事	<u>1,240,000円</u>																																																																																
副知事	<u>954,000円</u>																																																																																
教育長	<u>801,000円</u> 以内で知事が定める額																																																																																
企業管理者	<u>801,000円</u> 以内で知事が定める額																																																																																
病院事業管理者	<u>801,000円</u> 以内で知事が定める額																																																																																
常勤の監査委員	<u>619,000円</u> 以内で知事が定める額																																																																																
常勤の人事委員会の委員	<u>619,000円</u> 以内で知事が定める額																																																																																
職名	報酬額																																																																																
教育委員会の委員	日額 <u>26,400円</u>																																																																																
選挙管理委員会の委員	委員長 同 <u>29,400円</u>																																																																																
	委員 同 <u>26,400円</u>																																																																																
	補充員 同 <u>11,000円</u>																																																																																
非常勤の監査委員	同 <u>26,400円</u>																																																																																
非常勤の人事委員会の委員	委員長 月額 <u>196,000円</u>																																																																																
	委員 日額 <u>26,400円</u>																																																																																
公安委員会の委員	委員長 月額 <u>196,000円</u>																																																																																
	委員 日額 <u>26,400円</u>																																																																																

労働委員会 の委員	会長	同	28,800円
	委員	同	25,900円
	特別調整 委員		
	あつせん 員	同	10,800円
	あつせん 員候補者		
収用委員会 の委員	会長	同	28,800円
	委員	同	25,900円
	予備委員 あつせん 委員	同	10,800円
	仲裁委員		
海区漁業調 整委員会 の委員	会長	同	28,800円
	委員	同	25,900円
内水面漁場 管理委員会 の委員	会長	同	28,800円
	委員	同	25,900円
—略—			
非常勤の職 員等	月額をも つて定め る者	月額	31,400円以 内で任命権者が 定める額
	月額をも つて定め る者	月額	270,000円以 内で任命権者が 定める額
	年額をも つて定め る者	年額	279,000円以 内で任命権者が 定める額

労働委員会 の委員	会長	同	29,400円
	委員	同	26,400円
	特別調整 委員		
	あつせん 員	同	11,000円
	あつせん 員候補者		
収用委員会 の委員	会長	同	29,400円
	委員	同	26,400円
	予備委員 あつせん 委員	同	11,000円
	仲裁委員		
海区漁業調 整委員会 の委員	会長	同	29,400円
	委員	同	26,400円
内水面漁場 管理委員会 の委員	会長	同	29,400円
	委員	同	26,400円
—略—			
非常勤の職 員等	月額をも つて定め る者	月額	32,100円以 内で任命権者が 定める額
	月額をも つて定め る者	月額	276,000円以 内で任命権者が 定める額
	年額をも つて定め る者	年額	285,000円以 内で任命権者が 定める額

第2条（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月県条例第8号）の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>2 この条例による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定により支給すべき1月当たりの報酬の額が、この条例による改正前の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例第4条第1項の規定を適用したとしたならば支給すべきこととなる報酬の額を超える者に支給する1月当たりの報酬の額は、当分の間、新条例の規定にかかわらず、同項の規定を適用したとしたならばその者に支給すべきこと</p>	<p>2 この条例による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定により支給すべき1月当たりの報酬の額が、この条例による改正前の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例第4条第1項の規定を適用したとしたならば支給すべきこととなる報酬の額に100分の102.3を乗じて得た額（その額が100,000円を超える場合においては1,000円未満の端数を、100,000円未満である場合においては100円未満</p>

となる報酬の額とする。

の端数を切り捨てた額とする。以下「報酬の上限額」という。）を超える者に支給する1月当たりの報酬の額は、当分の間、新条例の規定にかかわらず、報酬の上限額とする。